

弥彦村学校給食調理等業務委託  
公募型プロポーザル方式実施要項

次のとおり公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する手続きについて、必要な事項を定めたので、参加を希望する場合は、プロポーザル方式参加意向申出書に必要書類を添付の上、提出してください。

1 委託業務名

弥彦村学校給食調理等業務委託

2 対象施設

- (1) 弥彦小学校 弥彦村大字井田3477番地
- (2) 弥彦中学校 弥彦村大字矢作4785番地

3 委託業務の内容

- (1) 食材の検収
- (2) 調理業務
- (3) 配缶
- (4) 食器具等の洗浄消毒業務
- (5) 施設・設備の管理及び補修業務
- (6) 使用物品の管理及び補修業務
- (7) その他前各号に付随する仕様書に記載の業務

4 委託期間

令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日

5 業務引継期間

業務引継期間については、委託者と受託予定者が協議し、期間を設定することとします。なお、当該期間に係る経費は受託予定者の負担とします。

6 提案見積金額

提案見積金額は、本件委託業務全体の3年間に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）を積算し、提案見積書（様式9）及び積算内訳書（様式9別紙）により提出してください。

7 契約関係

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約の種類は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び弥彦村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条の規定に基づく長期継続契約とします。ただし、村の歳入歳出予算の額に減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除します。
- (3) 契約は弥彦村立弥彦小学校、弥彦中学校一括の契約とします。
- (4) 契約に際しては、提案の内容と本村の意向について協議調整を行った上、合意が得られた

時点で随意契約による契約を行います。また、契約書に記載する項目の詳細については、受託候補者と協議の上、決定するものとします。

8 施設設備の使用

既存の施設設備を使用することとし、原則として増改築、改造等は認めません。

9 調理食数

調理食数は年間給食実施計画に基づく数とします。ただし、転出入による児童生徒の増減、学校行事等による欠食により変動があります。

施設	調理食数
弥彦村立弥彦小学校調理場	約460食
弥彦村立弥彦中学校調理場	約250食

10 基本給食実施回数

令和元年度予定回数

学校名	予定回数
弥彦小学校	187回
弥彦中学校	191回

実際の実施回数は年間給食実施計画に基づくものとします。

## 11 調理場の概要

### 【弥彦村立弥彦小学校】

- (1) 建築年：昭和47年2月（平成26年度ドライ化改修）
- (2) 調理場面積：246㎡
- (3) 主な設備（ドライ方式採用）

品名	数量	品名	数量
(検収、仕分・食品庫)		ガスフライヤー	1
ドライ厨房対応型球根皮剥器	1	立体炊飯器	2
器具消毒保管庫	1	(アレルギー調理室)	
冷凍冷蔵庫	1	コールドテーブル	1
冷凍庫	1	電子レンジ	1
ドラフト式洗米機	1	電磁調理器	1
検食用冷凍庫	1	(和え物室)	
(下処理室)		真空冷却器	1
包丁まな板殺菌庫	1	移動和え作業釜	1
パススルー冷蔵庫	2	パススルー冷蔵庫	1
(調理室)		(洗浄室)	
器具消毒保管庫	2	器具・未使用食器消毒保管庫	2
プレート消毒保管庫	1	食缶消毒保管庫	1
包丁まな板殺菌庫	1	自動洗浄機	1
ガス回転釜	4	(衛生機器)	
検食用冷凍冷蔵庫	1	白衣殺菌庫	2
食器消毒保管庫	1	靴殺菌庫	1
スチームコンベクションオーブン	1		

### 【弥彦村立弥彦中学校】

- (1) 建築年：昭和63年7月
- (2) 調理場面積：155㎡
- (3) 主な設備（ドライ方式採用）

品名	数量	品名	数量
(検収室)		ガスフライヤー	1
球根皮剥器	1	焼き物機	1
(調理室)		水圧洗米機	1
食器消毒保管庫	1	立体炊飯器	2
フードスライサー	1	ガス回転釜	3
合成調理器	1	食器消毒保管庫	3
包丁まな板殺菌庫	1	(洗浄コーナー)	
冷凍庫	1	食器洗浄機	1
冷蔵庫	1	(コンテナ室)	
ガステーブル	1	検食用冷凍庫	1

## 12 参加資格等

- (1) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受けるものでないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止処分を受けていないこと。
- (3) 弥彦村長及び新潟県知事のいずれからも委託業務につき、指名の停止を受け、その停止期間中でないものであること。
- (4) 民事更生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載等がないこと。
- (7) 新潟県内に本社・支社・営業所等を有すること。
- (8) 弥彦村暴力団排除条例または弥彦村財務規則別記建設工事請負基準約款第41条で規定する暴力団関係者等に該当しないこと。
- (9) 継続して3年以上給食事業等を営み、現にその実績が豊富で良好なこと。
- (10) 「弥彦村学校給食調理等業務委託仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。
- (11) 公告の日前6月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けたものにあっては、当該処分の日から2年経過していること。
- (12) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (13) 弥彦村業務委託入札参加資格申請をしていること。

## 13 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、プロポーザル参加申込書の提出日とします。ただし、その後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とします。

## 14 応募に関する留意事項

- (1) 参加事業者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって実施要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募に関して必要な経費は、参加事業者の負担とします。
- (3) 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属しますが、本村が必要とする場合は、書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 提出された書類は、その理由のいかんに関わらず返却しません。また、本村が必要とする場合は、追加書類を求めたり、記載内容の聞き取りを行うことがあります。
- (5) 応募に当たって必要な事項が生じた場合は、参加事業者に改めて通知します。

## 15 実施日程

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 事業者募集及び公告     | 令和元年10月10日(木)           |
| (2) 施設内覧会         | 令和元年10月24日(木)           |
| (3) 実施要項等に関する質問受付 | 令和元年10月25日(金)～10月29日(火) |
| (4) 実施要項等に関する質問回答 | 令和元年10月31日(木)           |
| (5) 参加意向申出書の提出期限  | 令和元年11月8日(金)            |
| (6) 応募書類の提出期限     | 令和元年11月20日(水)           |
| (7) 選考会(ヒアリング審査)  | 令和元年11月下旬               |
| (8) 結果通知          | 令和元年12月上旬               |
| (9) 業務委託に関する打合せ   | 令和2年1月中旬                |
| (10) 協議調整         | 令和2年2月上旬～3月下旬           |
| ・仕様書の細部調整         |                         |
| ・委託金額確定協議         |                         |
| ・調理業務引き継ぎ         |                         |
| ・契約締結             |                         |
| (11) 業務開始         | 令和2年4月1日(水)             |

## 16 応募手続等

### (1) 施設内覧会

日時：令和元年10月24日(木)午後3時30分から

場所：弥彦中学校調理場 弥彦村大字矢作4785(午後3時30分から)

弥彦小学校調理場 弥彦村大字井田3477(午後4時から)

受付：弥彦中学校調理場前 午後3時から

申込：施設内覧会申込書(様式11)により10月21日(月)までに郵送(必着)、ファクス又はEメールで弥彦村教育委員会子ども教育係へ申し込みください。

※当日は、参加者の腸内細菌検査結果および白衣、帽子を持参ください。

### (2) 実施要項等に関する質問

実施要項等の内容に関する質問は、10月24日(金)から29日(火)までの間に受け付けます。質問書(様式10)に質問内容を記載し、郵送、ファクス又はEメールにより、弥彦村教育委員会子ども教育係へ照会してください。

なお、質問に対する回答は、10月31日(木)に弥彦村ホームページで回答します。

### (3) プロポーザル参加申し込み手続き等

プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加意向申出書等を11月8日(金)までに弥彦村教育委員会子ども教育係に提出してください。

## 17 提案書の作成

提案書は下記に示す項目に基づき作成することを基本とします。

- (1) 学校給食に対する基本的な考え方
- (2) 人員配置及び調理業務体制について

- (3) 休暇等による代替えの従事者について
- (4) 調理師、栄養士の確保について
- (5) 職員研修の方法及び内容について
- (6) 学校との交流など、その他関連するもの
- (7) 食中毒など非常時の対応について
- (8) 安全衛生管理体制について
- (9) 見積額について

提案書は11月20日（水）までに弥彦村教育委員会子ども教育係へ提出してください。  
提出書類は別紙 プロポーザル参加に関する提出書類等についてを参照してください。

## 18 選考審査

- (1) 選考及び結果通知  
参加事業者にはヒアリングを行い、受託予定者を決定し、その結果を通知します。
- (2) 受託予定者の特例  
受託予定者が契約締結までの間に、本件公募型プロポーザル方式への参加資格を有しなくなった場合には、選考審査基準に基づいて、評価結果が次順位の者を新たな受託予定者として手続きを行います。
- (3) 選考審査基準  
別紙選考審査基準により選定します。

## 19 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本件は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、次の特約事項を契約書中で定めなければならないものとします。

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受注者は、変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

## プロポーザル参加に関する提出書類等について

## 1 提出書類

様式	書類名	提出部数
1	弥彦村学校給食調理等業務委託プロポーザル参加意向申出書	1
2	提案書（表紙）	1
3	会社概要（商業登記簿謄本原本を1部正本に添付）	原本1 副本5
4	給食受託実績	同上
5	学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書	同上
6	調理業務実施方法に関する提案書	同上
7	事故発生時における対応に関する提案書	同上
8	衛生管理に関する提案書	同上
9	提案見積書・提案見積に係る積算内訳書	同上
任意様式	その他の提案及び提案項目の説明資料	同上
10	質問書	1
11	施設内覧会申込書	1

2 提出期限 令和元年11月20日（水）午後5時15分まで

3 提出先 弥彦村教育委員会子ども教育係まで直接持参してください。

4 提案書の様式

- (1) 提出書類は、A4判用紙、横書き、左綴じとし、複数ページにわたるものはページ番号を記入してください。
- (2) 様式ごとにインデックスを付けてください。

（お問い合わせ）弥彦村教育委員会子ども教育係  
 〒959-0392 弥彦村大字矢作 402 番地  
 TEL 0256-94-1021 FAX 0256-94-3232  
 Eメール kyouiku@vill.yahiko.niigata.jp  
 ホームページ <http://www.vill.yahiko.niigata.jp/>